

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 大阪国税局業務センター室阪神分室におけるキッチンカー出店管理業務
- (2) 履行場所 大阪国税局業務センター室阪神分室（兵庫県尼崎市若王子 3-11-46）の庁舎敷地内
- (3) 出店期間 令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 7 年 10 月 31 日（金）までとする。
ただし、必要に応じ一度に限り 5 年を超えない期間で更新することができる。
- (4) 募集業者数 1 事業者

2 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がないこと。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (6) キッチンカーの設置・運営事業に伴う監督官署への申請や届出等、必要な手続きを完了した飲食物の移動販売を行う者を包括し、かつ、営業の企画及び運営のノウハウを有する運営事業者であること。
- (7) 営業開始日までに、必要な法令上の諸手続きを終えることができること。
- (8) 本件公募に関する公募説明書等の交付を受けた者であること。

3 公募説明書等の交付

- (1) 期 間 令和 6 年 7 月 16 日（火）～令和 6 年 8 月 2 日（金） 9 時 00 分～17 時 00 分
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 63 号 大阪合同庁舎第三号館
大阪国税局 総務部 厚生課 厚生係（11 階 1120 号室）

4 公募参加届出書等の提出期限及び提出場所

- (1) 期 限 令和 6 年 8 月 9 日（金） 17 時 00 分（必着）
- (2) 場 所 上記 3 の(2)と同じ

5 応募書類等の無効

本公示に示した資格のない者の提出した公募参加届出書等は無効とする。

6 契約保証金

免除する。

7 その他

- (1) 国有財産使用許可書作成の要否 要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は「公募説明書・仕様書」による。

以上公示する。

令和 6 年 7 月 16 日

大阪国税局長 木村 秀美